

27水推第758号
平成27年10月5日

都道府県知事 殿

水産庁長官

ウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、昨年6月には、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような中、本年6月に開催された日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイによるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（以下「国際協議」という。）において、平成28年漁期（平成27年11月1日～平成28年10月31日）におけるニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ（異種うなぎ）の池入量上限を平成27年漁期の池入量上限と同等とすることが確認された。

我が国においては本年6月、うなぎ養殖業を内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に基づく農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定したところであり、平成28年漁期の池入量の制限を当該許可制度によって行うこととしている。

このような状況の下、シラスウナギ採捕及びウナギ漁業についても、資源管理の対策を着実に進めていく必要があることから、各都道府県におかれては、都道府県内の関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速するとともに、別紙1及び別紙2の事項について、関係者に対し指導・助言いただきたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別紙 1)

都道府県漁業調整規則に基づくウナギ種苗の採捕許可の運用

1 採捕期間について

都道府県漁業調整規則に基づくウナギ種苗の採捕許可（以下単に「採捕許可」という。）の期間は、原則、平成27年12月1日から平成28年4月30日までの間の範囲で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から再点検し、期間設定されたい。なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にウナギ種苗が必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないものの、前倒しする期間を上回る採捕許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する等、関係都道府県と事前に十分調整願いたい。

2 採捕数量及び採捕の停止措置について

(1) 採捕許可を都道府県内養殖用種苗の供給を目的として行う場合

① 個々の採捕者の上限数量を設定せず、都道府県全体での採捕数量の上限のみを設定する場合には、

ア 都道府県全体の採捕数量の上限が、都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入割当量の総量を超えないようにするとともに、

イ 都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入量がそれぞれの割当量に達した場合において、ウナギ種苗の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

② 個々の採捕者の上限数量を設定する場合には、

ア うなぎ養殖業者に自己の池入れのための採捕の許可をする場合には、当該養殖業者の採捕数量の上限が、当該養殖業者の貴都道府県下の養殖場におけるニホンウナギの池入割当量の総量を上回ることがないようにする。

イ ア以外の場合には、貴都道府県下の個々の採捕者の採捕数量の上限の合計と貴都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入割当量の総量との間に著しい不均衡が生じないようにするとともに、貴都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入量がそれぞれの上限に達した場合において、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

(2) 採捕許可を都道府県内養殖用種苗の供給に限定せずに行う場合

採捕数量の上限については、養殖用種苗の需給見込み量を勘案する一方で、近年のウナギ種苗の不漁を踏まえ、ウナギ資源の管理・保護に必要な河川遡上量の確保の観点から再点検し、採捕数量の上限を設定されたい。

また、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入量が上限に達した場合に、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

なお、漁期の途中でウナギ種苗の採捕を停止する措置について、採捕許可における制限又は条件による措置を講じていない都道府県においては、平成28年漁期から制限又は条件による対応をお願いしたい。

3 流通の透明化について

ウナギの適切な資源管理を検討するためには、採捕から池入れまでの流通の状況を正しく把握していくことが必要である。このため、採捕量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務づけるよう措置を講じられたい。また、採捕した種苗を出荷できる先をあらかじめ決める場合には、当該出荷先に出荷することを義務づけるよう措置を講じられたい。特に、これまで義務づけの措置を講じていない貴都道府県においては、平成28年漁期から対応をお願いしたい。

また、採捕者やウナギ養殖業者によって構成されている協議会等を設けることによってウナギ種苗の流通経路を明確にする取組も実施されたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

ウナギ種苗の採捕に関する指導・取締りについては、ウナギ種苗の不漁、価格高騰等を背景に、無許可でウナギ種苗を採捕する事件が後を絶たないため、関係取締機関と緊密な連携を図り、取締りの徹底を期するとともに、ウナギ種苗の採捕・流通・輸出等について、貴都道府県において不透明な部分がないよう十分把握願いたい。

なお、一尾13グラム以下のウナギ稚魚については、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）に基づき、平成27年12月1日から平成28年4月30日までの間輸出できないので、十分留意願いたい。

5 水産庁への情報提供について

今後のウナギ資源の管理・保護、養殖用種苗の需給の安定等を図るため、ウナギ種苗の採捕及び指導・取締りの状況を把握する必要があるため、関係団体の協力を得て取りまとめの上、別紙様式1及び別紙様式2により水産庁増殖推進部栽培養殖課長宛て提出願いたい。

ウナギ種苗の採捕数量については、全国の動向を随時把握し、集計値を関係都道府県に情報提供することとしており、今後のウナギ資源の適切な管理・保護のために重要な情報であるため、正確な把握に努めるとともに、随時の情報提供についてよろしく願います。

別紙様式 1

都道府県名

ウナギ種苗の特別採捕許可等に関する報告（採捕許可後から一月以内に提出願います。）

1. 採捕許可状況

(1) 採捕期間 : 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

(2) 採捕数量等

区 分		許可件数 (件)	採捕従事者 数 (人)	採捕許可重 量 総計 (kg)	1許可1人当 たり採捕数量(k g)
養鰻業者	組 合				
	個 人				
漁 協	内 水 面				
	海 面				
	個 人				
採捕業者	組 合				
	個 人				
そ の 他					
計					

(3) 採捕数量の決定の根拠
(具体的に記入願います。)

2. 採捕許可方針等

(貴都道府県における平成27年度シラスウナギの採捕許可方針等の写し、特別採捕許可証の写し及び特別採捕の仕組み(スキーム図)を添付願います。)

3. 平成27年度のウナギ種苗の需給に関する指導方針等

- (1) 貴都道府県におけるウナギ種苗の需給の安定を図るための指導方針の写しを添付してください。
- (2) 協議会等の開催回数、期日、内容等の予定を記入してください。

4. 平成27年度の指導・取締り方針等

- (1) 貴都道府県におけるウナギ種苗の採捕に関する指導・取締り方針等の写しを添付してください。
- (2) 指導・取締り体制並びに実施計画の回数、期日及び地域等の予定を記入してください。

5. 貴都道府県の担当部署及び担当者名と連絡先

担当部署

担当者名

TEL:

FAX:

別紙様式 2

ウナギ種苗の採捕数量に関する速報（平成〇年〇月〇〇日現在）

都道府県名

1. 採捕数量

時 期	旬 計	累 積
1 1 月上旬		
中 旬		
下 旬		
1 2 月上旬		
中 旬		
下 旬		
1 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
2 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
3 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
4 月 月上旬		
中 旬		
下 旬		
5 月 月上旬		
中 旬		

(別紙2)

産卵に向かうウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が実施されることとなった。このような取組が全国的なものとなるよう、都道府県内における関係者間による話し合いを更に促進するようお願いする。

2 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えず、またこのような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性がある。

このため、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者への指導をお願いする。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、石倉を応用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう漁業権者を指導・助言いただきたい。

(参 考)

産卵のため河川から海に下るウナギの保護に取り組む都道府県

● : ウナギの採捕禁止又は自粛等に
全域で取り組むこととなった都道府県

鹿児島県

内水面及び海面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～12月

熊本県

内水面及び海面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～3月

宮崎県

内水面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～12月

福岡県

下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。

高知県

内水面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～3月

青森県

内水面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～5月

東京都

下りウナギの再放流を実施。

静岡県

下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。

愛知県

下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。

